別記第１号様式の３（第５条関係）
（表面）

家計急変用

年　月　日

和歌山県知事　様

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書（家計急変用）

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の支給を申請します。

ふりがな				
申請者氏名	姓		名	
申請者住所	〒 **和歌山県**			
連絡先電話番号	－　　－			
ふりがな 高校生等の氏名		高校生等の生年月日	年　月　日	
高校生等が在学する学校	学校の名称		学年	学年
	学校の種類 課程・学科	□国公立 □私立	□ 高等学校(□ 全日制 ・□ 定時制 ・□ 通信制 ・□ 専攻科) □ 中等教育学校(後期課程) □ 高等専門学校(第1～3学年) □ 専修学校、各種学校(　　)	
高校生等の高等学校等における在学期間等	在学期間	年　月　日 ～ 在学中		
	過去の高校生等の在学期間	学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日	□ 全日制 □ 定時制 □ 通信制 □ 専攻科
		学校名 立	年　月　日 ～　年　月　日	□ 全日制 □ 定時制 □ 通信制 □ 専攻科
	在学中に給付金を受給した回数(今回分は含みません。)	なし □　1回 □　2回 □　3回 □　4回 □　不明 □		

１　申請についての確認事項　（該当するものにチェックをしてください。）

①家計急変日は、申請年度の７月２日以降です。	□
②専攻科に在学し、扶養する子が３人以上いるため、扶養親族申告書を提出します。	□
③和歌山県外の学校に在学しているため、在学等証明書を提出します。	□
④上記①～③のいずれにも該当しません。	□

※基準日は家計急変日が７月１日以前の場合は７月１日、家計急変日が７月２日以降の場合は家計急変日翌月の１日現在（家計急変日が１日の場合は、家計急変した月の１日現在）になります。

２　振込口座情報　**申請者(保護者等）名義の振込口座情報を記載してください。**

金融機関名	銀　行 信用金庫 農　協		本店・所 支店・所 出張所
預金種目	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座名義は、申請者（保護者等）と同一のものに限ります。

裏面もご記入ください。

（裏面）

3　保護者等の家計急変の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（1）次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	□	**保護者（親権者）２名分　又は** **生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）** （生徒が在学中に成人した場合で、未成年の時点の親権者であって現に生計を維持している場合）**２名分**
②	□	**保護者（親権者）１名分　又は　主たる生計維持者**（生徒が在学中に成人した場合で、未成年の時点の親権者であって現に生計を維持している場合）**１名分** ・離婚、死別、未婚等により保護者（親権者）又は主たる生計維持者が１名の場合 ・家庭の事情によりやむを得ず、親権者又は主たる生計維持者１人の確認書類を提出できない場合等
③	□	**未成年後見人（　　）名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
④	□	**主たる生計維持者　１名分** ・生徒が未成年で親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合　等
⑤	□	**生徒本人** 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

4　高校生等の国籍・在留資格・在留期間について
（該当する項目に☑をつけてください）

国籍	□①日本国 □②日本国以外	国籍が「②日本国以外」の場合には③～⑨のうち、該当する項目に☑をつけてください	
		③	□　特別永住者
		④	□　永住者
		⑤	□　日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦　　年　　月　　日）
		⑥	□　永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦　　年　　月　　日）
		⑦-1	□　定住者（在留期間（満了日）西暦　　年　　月　　日）、日本国への永住意思有
		⑦-2	□　定住者（在留期間（満了日）西暦　　年　　月　　日）、日本国への永住意思無
		⑧-1	□　家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労してる定着する意思がある）
		⑧-2	□　家族滞在（⑧-1以外）
		⑨	□　③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦　　年　月　日）

5　誓約（同意）事項について

誓約(同意)事項

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書類の提出に当たり、高等学校等就学支援金等の受給資格の認定の状況（当該認定のために県に提出した書類の使用を含む。）及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税状況その他和歌山県知事が必要と認める事項について、関係機関（行政機関、学校等）へ照会等を行い、関係機関が情報を提供することについて同意します。

また、同給付金の申請について、以下６点を誓約します。

①申請書の記載内容は事実に相違ないこと
②申請書に虚偽の記載があった場合は和歌山県の求めに従いその金額を即時返還すること
③和歌山県以外の都道府県に申請は行っていないこと
④対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではないこと
⑤現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないこと
⑥申請後に就職等により年収見込額に変更があった場合、必ず申出ること

申請者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿